

企業を育て、地域を伸ばす商工会議所



佐賀商工会議所

Saga chamber of commerce and industry

佐賀商工会議所は

あなたの企業発展の  
お手伝いをします！







# ネットワークづくり・企業PR

## 部 会

佐賀商工会議所には業種ごとに9つの部会(商業、工業、建設、観光文化、金融・士業、不動産サービス、運輸、情報通信、福祉・医療)があり、会員はいずれかの部会に所属します。部会ごとに実施される事業を通じ、同業他社の会員との情報交換や人脈づくりに役立ちます。

## 佐賀商工時報

年5回発行する会員情報誌です。会議所活動や地域経済の動き、各種支援金や補助金など、様々な経営情報を発信しています。



## 青 年 部

地域経済を担う若手経営者・後継者の会員が、経営能力や資質向上に努め、会員相互の交流を通じネットワークを広げることを目的に活動しています。自社のビジネス発展のみならず、地域経済の活性化に大きく貢献しています。

## 葉 隠 会

会員事業所の支店長等の皆様に佐賀の歴史・文化・食に触れ、佐賀への理解を深めて、佐賀でのネットワークを築いていただくことができます。

## 女 性 会

女性の経営者や役員などで組織され、女性の特性を活かし、会員相互のネットワークを活用した事業展開により、地域社会の発展のためさまざまな活動を行っております。

## チラシ同封サービス

会員約2,600事業所向けに発行している会報誌『佐賀商工時報』に貴社のチラシ等を同封することができます。全会員事業所へ直接お渡ししますので高い訴求効果が見込めるとともに、低コストで効率化を図ることが可能です。



# 人材育成・資格取得・各種証明

## 販路開拓・拡大を目指す企業へ商談会参加費の一部補助

各種商談会へ参加される会員に対して商談会終了後に、参加費の一部を補助します。(会員数及び金額に限りはございます。)

## 検 定 試 験

ビジネス実務に直結した簿記・珠算等の検定試験を実施しています。

## 永年勤続優良従業員表彰

会員事業所に勤務される永年勤続従業員の方を表彰します。勤続10年、20年には佐賀商工会議所会頭、30年以上には日本商工会議所会頭との連名により表彰状が贈られます。



## 会員章ステッカー

年に1度、全会員に発行・発送致します。佐賀商工会議所の会員である証として店頭等に掲示していただくことで、初めてのお客様が安心感を得られます。

※年度ごとの年会費を納入していただいた会員様より順次発送させていただきます。



## 講習会・セミナー

経営者による自己啓発や従業員の人材育成等、実践的ノウハウを学ぶことが出来るセミナーを多数開催しています。会員には優先的に参加募集のダイレクトメールをお送り致します。

## UCチェンバーズカード

従来のクレジットカードの機能に加え、各種優待サービス、また目的別に「事業所用」と「個人用」の2種類のカード発行が可能です。商工会議所メンバーの証明にもなりステータスの向上につながります。

## 電子証明サービス

公共工事等の電子入札に必要な電子証明書の発行の取り次ぎを会員事業所に発行しています。(会員割引制度あり)

## 貿易関係証明

輸出貨物の国籍を証明する原産地証明書をはじめ、貿易取引の際に必要なサイン証明などを発給しています。

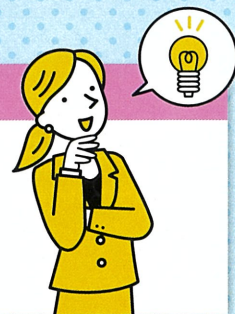


# 経営・創業・労務

## 経営支援

中小・小規模事業者をあらゆる面でサポート致します。

- ◆ 独立創業者支援
- ◆ 経営革新・事業承継支援
- ◆ 販路開拓支援
- ◆ 事業資金(マル経、制度融資)
- ◆ BCP(事業継続計画)策定支援
- ◆ 各補助金・助成金の活用支援
- ◆ 専門家派遣



## 税務支援

個人事業者の決算・申告や日々の記帳の仕方についての支援をします。

### 佐賀税務相談所への入会

佐賀商工会議所と九州北部税理士会佐賀支部で運営している税務指導機関で、佐賀商工会議所会員のみ入会できます。

### 税務相談所負担金

白色申告 …… 10,000/年    青色申告 …… 17,000~23,000/年  
※決算時は別途、手数料がかかります。

## 労務支援

労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

### 労働保険事務組合への入会とメリット

佐賀商工会議所会員のみ入会できます。

- ◆ 事務の省力化が図られます。
- ◆ 労働保険料の額に関わらず保険料の納付を3回に分割できます。
- ◆ 労災保険に加入できない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入が可能です。

# 共済・福利厚生

## 生命共済

事業主・役員・従業員を対象とする共済制度で、幅広い保障(24時間保障)が得られます。保険金等は全て事業所受取で、弔慰金制度の財源確保や労災の上乗せ保障としてご利用いただけます。出産祝金や結婚祝金、入院見舞金など、商工会議所独自の給付制度も付加されているのでいざという時に便利です。

## 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備することができる共済制度で、月額1,000円~30,000円の掛金で加入できます。掛金は全額損金または必要経費に算入できます。

## ビジネス総合保険

- ◆ 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能。
- ◆ 賠償責任(生産物、リコール、情報漏えい、サイバー、施設、事業活動遂行等)のリスクを総合的に補償、事業休業の補償、財産、工事に関わる補償を一本化して加入できます。「補償内容の重複や漏れがないか心配」「どの保険に入ったらいいかわからない」「保険ごとの契約手続きが面倒」等の保険に関する不安や疑問を解決することができます。

## 業務災害補償プラン

労災事故が発生した際の、従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任(賠償金支払い等の事業者負担の費用)を補償します。



## 休業補償プラン

経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補うものです。従業員の福利厚生の充実はもちろん、経営者本人の万一の備えにも利用できる内容となっており、公的な社会保障制度というセーフティーネットのない自営業者も加入できます。

## 情報漏えい賠償責任保険制度

事業者において、外部、内部からの情報漏えいの結果または情報漏えいのおそれが生じた場合、加入者が被った経済的損害に対して保険金をお支払いします。



## 商工会議所とはどんな団体ですか

商工会議所は、商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人です。規模や業種を問わず、地区内における商工業の振興を図るとともに社会一般の福祉の増進の資することを目的とする地域総合経済団体です。現在商工会議所は、全国に515あり多くの企業の方にご加入いただき、それぞれの地域で活動しています。

## 佐賀商工会議所へのご入会について

### 加入資格

商工業を営んでいる方で、佐賀市内で事業を開始してから6ヶ月以上経過されている方であれば、業種・規模、本・支店を問わずご入会いただけます。

※ただし、佐賀市内でも川副町・久保田町・東与賀町・諸富町・大和町・富士町・三瀬村は地区外となります。地区外の方または佐賀市内に事業所がない商工業者も一定の要件を満たせば特別会員としてご入会できます。

### 年会費

個人事業主の場合 ..... 8,000円～

法人・団体の場合 ..... 12,000円～

会費は経理上損金・必要経費として処理できます。  
また、会費は消費税の非課税扱いです。

### 入会手続き

入会申込書に必要事項をご記入、捺印の上、佐賀商工会議所へご提出ください。  
また、ご希望の方は、担当者が加入手続きにお伺いすることも可能です。  
お気軽にご相談ください。



## 佐賀商工会議所

Saga chamber of commerce and industry



〒840-0826  
佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル6F

【総務部】

TEL 0952-24-5155 FAX 0952-26-2831

【企業支援部】

TEL 0952-24-5158 FAX 0952-26-2914

E-mail [info@saga-cci.or.jp](mailto:info@saga-cci.or.jp)

URL <http://www.saga-cci.or.jp/>

佐賀商工会議所

検索

